

財 関 第 6 7 号
令和 5 年 1 月 27 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る
医薬品等の通関の際における取扱いについての一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医
薬品等の通関の際における取扱いについて（令和 2 年 8 月 31 日財関第 812 号）の
一部を下記のとおり改正し、令和 5 年 2 月 1 日から実施することとしたので、了
知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう
に改める。